

いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針を踏まえた対応状況について

(平成26年4月1日現在の状況・都道府県・指定都市教育委員会)

1. 地方いじめ防止基本方針の状況

貴自治体では、地方いじめ防止基本方針策定に関して、どのような状況ですか。また、策定作業中の場合は、策定予定時期をお教えてください。なお、策定済みの場合は、策定された基本方針を添付して提供いただけますようお願いいたします。

選択肢

[ア 策定済 イ 策定作業中 ウ 策定するかどうかを検討中
エ 策定予定なし]

回答	ア	イ	ウ	エ
	45	22	0	0
	67%	33%	0%	0%

2. 組織の設置の状況（条例を根拠とするもの）

貴自治体・教育委員会では、法第14条第1項の協議会及び法第14条第3項の附属機関の設置に関して、どのような状況ですか。

※いずれも、条例の根拠があるもののみです

選択肢

[ア 設置済 イ 設置に向けた準備中 ウ 設置するかどうかを検討中
エ 設置する予定なし]

回答	いじめ問題対策連絡協議会 法第14条第1項				教育委員会に置く附属機関 法第14条第3項			
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	12	15	9	31	25	24	6	12
	18%	22%	13%	46%	37%	36%	9%	18%

※法第14条第1項の協議会を設置せず、法第14条第3項の附属機関単独で設置する場合も、この項目の「法第14条第3項の附属機関」に含めている。

※いじめ問題対策連絡協議会法第14条第1項を「設置する予定なし」とした31自治体のうち、条例を根拠としない「関係機関連携のための組織」については、16自治体が「設置済」、15自治体が「設置に向けた準備中」と回答している。

※教育委員会に置く附属機関法第14条第3項を「設置する予定なし」とした12自治体のうち、条例を根拠としない「関係機関連携のための組織」については、8自治体が「設置済」、4自治体が「設置に向けた準備中」と回答している。

3. 法律を踏まえた組織等の設置（条例を根拠としないもの）

貴自治体・教育委員会では、法律に直接規定されている組織以外で、法律及び基本方針等を踏まえて設置する組織等がありますか。

(例：いじめ問題対策連絡協議会と同趣旨の会議を要綱で設置する場合など)

選択肢

[ア 設置済 イ 設置に向けた準備中 ウ 設置するかどうかを検討中
エ 設置する予定なし]

回答	関係機関連携 のための組織				学校の対応を支援する専門家の組織 (学校問題解決チーム等)			
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	23	18	3	23	38	5	1	23
	34%	27%	4%	34%	57%	7%	1%	34%